

# 資料編

---

## 男女平等参画推進の主な動き(年表)

	国連等の動き	日本国内の動き
1945年 (昭和20年)	・世界婦人会議(パリ)開催	・日本国憲法制定 ・普通選挙法改正(婦人参政権の付与)
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年(目標:平等、開発、平和) ・国際婦人年世界会議で「世界行動計画」採択 ・「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」採択(ILO)	・総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」設置 ・衆・参両議院本会議で「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位の向上をはかる決議」を採択 ・「育児休業法」公布(女子教職員・看護婦・保母等を対象)
1976年 (昭和51年)	・国連婦人の10年(1976年～1985年)	・民法一部改正 (離婚後も婚姻中の姓を称することができる)
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館(嵐山町)開館
1978年 (昭和53年)		
1979年 (昭和54年)	・第34回国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択	
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議で「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名 ・民法等の一部改正(配偶者法定相続分改定等)
1981年 (昭和56年)	・「ILO第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇に関する条約)」採択	・「国内行動計画後期重点目標」策定
1982年 (昭和57年)		
1983年 (昭和58年)		
1984年 (昭和59年)		・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布 (父系血統主義から父母両系血統主義へ)
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ)で「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「女子差別撤廃条約」を批准 ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」公布
1986年 (昭和61年)		・「労働基準法」一部改正(女子保護規定緩和等) ・「婦人問題企画推進有識者会議」設置
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定
1988年 (昭和63年)		・「労働基準法」一部改正(労働時間の短縮等)
1989年 (平成元年)		・「法令」の一部を改正する法律 公布 (婚姻、親子関係等における男性優先規定の改正)
1990年 (平成2年)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	
1991年 (平成3年)		・「育児休業等に関する法律」制定 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定
1992年 (平成4年)		・婦人問題担当大臣設置
1993年 (平成5年)	・世界人権会議「ウィーン宣言及び行動計画」で女性の平等の地位と女性の人権について採択 ・国連総会「女性に対する暴力撤廃宣言」採択	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」公布 ・中学校での家庭科の男女必修完全実施
1994年 (平成6年)	・国際家族年 ・世界人口開発会議がカイロにて開催	・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・児童の権利に関する条約批准
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京)で「北京宣言」「行動綱領」を採択	・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」改正(法律名及び内容の改正) ・ILO「156号条約批准」 ・戸籍から「非嫡出子」の記述が廃止

	東京都の動き	市の動き
1945年 (昭和20年)		
1975年 (昭和50年)	・東京都議会で「婦人の社会的地位向上に関する決議」を採択	
1976年 (昭和51年)	・東京都婦人問題懇話会が「国際婦人年世界行動計画にたった東京都行動計画の基本的考え方」を提言 ・「都民生活局婦人計画課」設置	
1977年 (昭和52年)	・「婦人関係行政推進協議会」「東京都婦人問題会議」設置 ・婦人相談センター開設	
1978年 (昭和53年)	・「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定	
1979年 (昭和54年)	・東京都婦人情報センター開設	
1980年 (昭和55年)	・「職場における男女差別苦情処理委員会」設置	
1981年 (昭和56年)	・「東京都婦人問題協議会」設置	
1982年 (昭和57年)		保谷…・「懇話会準備市民委員会」発足
1983年 (昭和58年)	・「婦人問題解決のための新東京都行動計画—男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定	保谷…・企画部広報課市民活動係(担当) ・「婦人問題意識・実態調査」実施 ・「婦人行動計画策定のための提言(中間答申)」
1984年 (昭和59年)		田無…・第二期基本構想・第一次調整計画の計画課題として「婦人問題」を掲げる 保谷…・「婦人行動計画策定のための提言」答申
1985年 (昭和60年)		田無…・男子職員に育児時間の付与 保谷…・「婦人行動計画」策定
1986年 (昭和61年)		保谷…・「保谷市婦人行動計画推進協議会」発足
1987年 (昭和62年)		保谷…・女性情報誌「BeFlat」発行(創刊)
1988年 (昭和63年)	・東京都婦人問題協議会が「東京ウィメンズプラザ(仮称)の基本構想」を報告	保谷…・保谷市女性フォーラム(第1回) ・「婦人問題意識・実態調査」実施
1989年 (平成元年)		
1990年 (平成2年)		保谷…・生活文化課市民生活係(担当)
1991年 (平成3年)	・「女性問題解決のための東京都行動計画—21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定 ・「東京都男女平等推進基金」設置	田無…・企画部企画課企画担当(担当) ・第三期基本構想・基本計画の計画課題に「女性の社会参加推進計画の策定」を掲げる ・「女性問題検討委員会」設置 保谷…・「男女共生社会を目指す保谷プラン」策定
1992年 (平成4年)	・(財)東京女性財団設立	田無…・「女性問題調査報告書」作成
1993年 (平成5年)		田無…・「田無市女性問題審議会」設置
1994年 (平成6年)		田無…・「田無市における今後の女性問題関係施策の基本的考え方について」答申 ・「田無市女性行動計画策定委員会」設置
1995年 (平成7年)	・東京ウィメンズプラザ開館	

	国連等の動き	日本国内の動き
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画2000年プラン」策定</li> <li>・「優生保護法の一部を改正する法律」制定</li> <li>・男女共同参画推進連携議会発足</li> </ul>
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」「労働省設置法」一部改正</li> <li>・「介護保険法」制定</li> <li>・「男女共同参画審議会設置法」制定</li> </ul>
1998年 (平成10年)		
1999年 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会基本法」制定</li> </ul>
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性2000年会議をニューヨーク国連本部にて開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申</li> <li>・「男女共同参画基本計画」閣議決定</li> <li>・「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」公布</li> </ul>
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府に男女共同参画局を設置</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」制定</li> <li>・「育児・介護休業法」改正</li> </ul>
2002年 (平成14年)		
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「次世代育成支援対策推進法」制定</li> <li>・「少子化社会対策基本法」制定</li> </ul>
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第31回女子差別撤廃委員会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV防止法」改正</li> <li>・「育児・介護休業法」一部改正</li> </ul>
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第32回女子差別撤廃委員会開催・第49回国連婦人の地位委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第二次男女平等参画基本計画」策定</li> <li>・「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」制定</li> </ul>
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女雇用機会均等法」改正</li> </ul>
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV防止法」改正</li> <li>・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性の参画促進プログラム」男女共同参画推進本部決定</li> <li>・「児童虐待防止法」一部改正</li> </ul>
2009年 (平成21年)		

	東京都の動き	市の動き
1996年 (平成8年)		田無…・「田無市女性行動計画『たなし男女平等推進プラン』」策定 ・中央図書館行政資料コーナーに女性問題関係資料設置 保谷…・「第三次保谷市女性行動計画策定のための提言」答申
1997年 (平成9年)	・東京都女性問題協議会が「男女が平等に参画するまち東京」を報告	保谷…・「保谷市男女平等推進プラン」策定
1998年 (平成10年)	・「男女平等推進のための東京都行動計画 一男女が平等に参画するまち東京プラン」策定	田無…・生活環境部産業文化課生活文化・女性係(担当) ・田無市女性情報誌「アンサンプル」発行
1999年 (平成11年)		保谷…・「男女平等推進プラン推進状況調査」実施 ・「男女平等推進プラン推進状況(10年度)報告書」発行 田無…・田無市民がつくる男女平等情報誌「女と男のアンサンプル」発行
2000年 (平成12年)	・「東京都男女平等参画基本条例」制定	保谷…・生活文化課女性施策係(担当) ・男女平等推進委員会発足 ・男女平等推進プラン推進状況の報告発行 ・男女平等に関する保谷市民意識・実態調査実施 ・男女平等推進委員会から市長へ「保谷市における男女平等参画社会の実現に向けた施策の基本的考え方について(答申)」提出
2001年 (平成13年)	・「東京都男女平等を進める会」設置	・西東京市誕生 ・市民生活部生活文化課男女平等推進係(担当) ・男女平等情報誌「エガール」発行
2002年 (平成14年)	・「男女平等参画のための東京都行動計画 一チャンス&サポート 東京プラン2002」策定・配偶者暴力相談支援センター業務を開始	・「男女平等参画行動計画推進委員会」設置 ・「平成13年度事業実績調査」実施(男女平等推進プラン実施状況作成) ・「第1回男女平等参画推進フォーラム」実施 ・「男女平等参画推進委員会」設置 ・「女性相談事業」開始
2003年 (平成15年)		・「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施 ・男女平等参画推進委員会に「女性センター検討小委員会」設置 ・「平成14年度事業実績調査」実施(男女平等推進プラン実施状況作成)
2004年 (平成16年)		・「西東京市男女平等参画推進計画」策定
2005年 (平成17年)	・「次世代育成支援 東京都行動計画」策定	・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成(平成16年度)
2006年 (平成18年)	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定	・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成(平成17年度)
2007年 (平成19年)	・「男女平等参画のための東京都行動計画 一チャンス&サポート 東京プラン2007」策定	・「男女平等に関する西東京市民意識・実態調査」実施 ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成(平成18年度) ・生活環境部生活文化課男女平等推進係(担当)
2008年 (平成20年)		・西東京市住吉会館内に「西東京市男女平等推進センター バリテ」開館 ・「男女平等推進センター企画運営委員会」設置 ・西東京男女平等参画推進計画実績評価報告書作成(平成19年度) ・西東京市男女平等情報誌バリテ創刊 ・バリテだより創刊
2009年 (平成21年)	・「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	・第1回バリテまつり実施 ・「西東京市第2次男女平等参画推進計画」策定

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採 択 1979年12月18日  
(国際連合第34回総会)

効力発生 1981年 9月 3日

日 本 国 1985年 6月25日批准書寄託  
1985年 7月25日効力発生

この条約の締約国は、  
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、す

べての国（社会体制及び経済体制のいかなるかを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、

女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第5条

- 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男

女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と

平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

### 第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
  - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
  - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
  - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
  - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢そ

他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
    - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
    - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
    - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
    - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
  - 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

### 第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

### 第13条

- 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- (a) 家族給付についての権利
  - (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
  - (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

**第14条**

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
  - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
  - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
  - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
  - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
  - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
  - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
  - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
  - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

**第4部****第15条**

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同

意する。

- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

**第16条**

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

**第5部****第17条**

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿

の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を選任する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請

するとき。

- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

## 第6部

#### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

### 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

### 第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

### 第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

### 第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

### 第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

# 男女共同参画社会基本法

公布・施行

平成十一年六月二十三日法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下  
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組  
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め  
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我  
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、  
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、  
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する  
ことができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題と  
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現  
を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置  
付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会  
の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重  
要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念  
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地  
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する  
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制  
定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、  
社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を  
実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の  
形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体  
及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画  
社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め  
ることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計  
画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意  
義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な  
構成員として、自らの意思によって社会のあら

ゆる分野における活動に参画する機会が確保さ  
れ、もって男女が均等に政治的、経済的、社会  
的及び文化的利益を享受することができ、かつ、  
共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男  
女間の格差を改善するため必要な範囲内におい  
て、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積  
極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として  
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による  
差別的取扱いを受けないこと、男女が個人とし  
て能力を発揮する機会が確保されることその他  
の男女の人権が尊重されることを旨として、行  
われなければならない。

### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に  
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役  
割分担等を反映して、男女の社会における活動  
の選択に対して中立でない影響を及ぼすこと  
により、男女共同参画社会の形成を阻害する要因  
となるおそれがあることにかんがみ、社会にお  
ける制度又は慣行が男女の社会における活動の  
選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なも  
のとするように配慮されなければならない。

### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対  
等な構成員として、国若しくは地方公共団体  
における政策又は民間の団体における方針の立案  
及び決定に共同して参画する機会が確保される  
ことを旨として、行われなければならない。

### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男

女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参

画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

#### (国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

#### (苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

#### (調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

#### (国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第三章 男女共同参画会議

### (設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

### (組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

### (議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

### (議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

### (議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

#### (資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

#### (政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

#### (男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

#### 附 則(平成十一年七月十六日法律第百二号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

- 一 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

#### (委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

#### (別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附 則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号)抄 (施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

## 東京都男女平等参画基本条例

平成十二年三月三十一日 条例第二十五号

目次
前文
第一章 総則（第一条—第七条）
第二章 基本的施策（第八条—第十一条）
第三章 男女平等参画の促進（第十二条—第十三条）
第四章 性別による権利侵害の禁止（第十四条）
第五章 東京都男女平等参画審議会（第十五条—第十九条）
附則

男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。

東京都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお一方の性に偏った影響を及ぼす制度や慣行などが存在している。

本格的な少子高齢社会を迎え、東京が今後も活力ある都市として発展するためには、家庭生活においても、社会生活においても、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていることが重要である。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されるのである。

すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに東京都(以下「都」という。)、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。)を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、及び一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより対

等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。

- 二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

### （基本理念）

第三条 男女平等参画は、次に掲げる男女平等参画社会を基本理念として促進されなければならない。

- 一 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- 二 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会
- 三 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

### （都の責務）

第四条 都は、総合的な男女平等参画施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 都は、男女平等参画施策を推進するに当たり、都民、事業者、国及び区市町村(特別区及び市町村をいう。以下同じ。)と相互に連携と協力を図ることができるよう努めるものとする。

### （都民の責務）

第五条 都民は、男女平等参画社会について理解を深め、

男女平等参画の促進に努めなければならない。

- 2 都民は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

- 第六条 事業者は、その事業活動に関し、男女平等参画の促進に努めなければならない。
- 2 事業者は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

#### (都民等の申出)

- 第七条 都民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると認められること又は男女平等参画に必要と認められることがあるときは、知事に申し出ることができる。
- 2 知事は、前項の申出を受けたときは、男女平等参画に資するよう適切に対応するものとする。

## 第二章 基本的施策

#### (行動計画)

- 第八条 知事は、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。
- 2 知事は、行動計画を策定するに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。
  - 3 知事は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の長の意見を聴かななければならない。
  - 4 知事は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
  - 5 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

#### (情報の収集及び分析)

- 第九条 都は、男女平等参画施策を効果的に推進していくため、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

#### (普及広報)

- 第十条 都は、都民及び事業者の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

#### (年次報告)

- 第十一条 知事は、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等

参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

## 第三章 男女平等参画の促進

#### (決定過程への参画の促進に向けた支援)

- 第十二条 都は、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の決定過程への男女平等参画を促進するための活動に対して、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

#### (雇用の分野における男女平等参画の促進)

- 第十三条 事業者は、雇用の分野において、男女平等参画を促進する責務を有する。
- 2 知事は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況について報告を求めることができる。
  - 3 知事は、前項の報告により把握した男女の参画状況について公表するものとする。
  - 4 知事は、第二項の報告に基づき、事業者に対し、助言等を行うことができる。

## 第四章 性別による権利侵害の禁止

- 第十四条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
  - 3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない。

## 第五章 東京都男女平等参画審議会

#### (設置)

- 第十五条 行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (組織)

- 第十六条 審議会は、知事が任命する委員二十五人以内をもって組織する。
- 2 委員は、男女いずれか一方の性が委員総数の四割未満とならないように選任しなければならない。

#### (専門委員)

- 第十七条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

**(委員の任期)**

第十八条 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

**(運営事項の委任)**

第十九条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

**附 則**

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成十三年四月十三日 法律第三十一号

改正：平成十六年六月二日 法律第六十四号

最終改正：平成十九年七月十一日 法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下  
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向け  
た取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、  
犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかか  
わらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなか  
った。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合  
女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶  
者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等  
の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実  
現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者  
を保護するための施策を講ずることが必要である。この  
ことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国  
際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自  
立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力  
の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

## (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、  
配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する  
不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼ  
すものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる  
心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項に  
おいて「身体に対する暴力等」と総称する。）  
をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受  
けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が  
取り消された場合にあつては、当該配偶者であ  
った者から引き続き受ける身体に対する暴力等  
を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴

力を受けた者をいう。

- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をして  
いないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含  
み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上  
婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚し  
たと同様の事情に入ることを含むものとする。

## (国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防  
止するとともに、被害者の自立を支援すること  
を含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二

## 基本方針及び都道府県基本計画等

## (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣  
及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第  
五項において「主務大臣」という。）は、  
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護  
のための施策に関する基本的な方針（以下  
この条並びに次条第一項及び第三項におい  
て「基本方針」という。）を定めなければ  
ならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条  
第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村  
基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関  
する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた  
めの施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保  
護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
    - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
    - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
  - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
  - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
  - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
    - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応

ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
  - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
  - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
  - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
  - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

### (婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

### (婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

### (配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報する

ことができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

#### **（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）**

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### **（警察官による被害の防止）**

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### **（警察本部長等の援助）**

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

#### **（福祉事務所による自立支援）**

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### **（被害者の保護のための関係機関の連携協力）**

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

#### **（苦情の適切かつ迅速な処理）**

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## **第四章 保護命令**

#### **（保護命令）**

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重

大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得

る状態に置くこと。

- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

#### （管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### （保護命令の申立て）

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
    - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
    - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及

び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

#### （迅速な裁判）

- 第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

#### （保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

#### （保護命令の申立てについての決定等）

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管

轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

#### （即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について

準用する。

#### （保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

#### （第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第

一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

#### (事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方においては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

#### (法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

#### (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

#### (最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

#### (職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

#### (教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

#### (調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

#### (民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

#### (都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

#### (国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用

のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
  - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

### 附 則〔抄〕

#### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

#### （検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

#### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

#### （検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

### 附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

#### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### （経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

# 西東京市男女平等参画推進委員会条例

平成14年3月29日条例第5号

改正：平成19年6月25日条例第40号

第1条 西東京市における男女平等参画のあり方を検討し、男女平等参画社会の形成に寄与するため、西東京市男女平等参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 男女平等参画推進計画の策定に関すること。
- (2) 男女平等参画推進施策の推進に関すること。
- (3) その他男女平等参画推進に関すること。

## （組織）

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 6人以内
- (2) 市内関係団体の代表 4人以内
- (3) 公募による市民 5人以内

## （任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （会議）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## （意見の聴取）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

## （庶務）

第8条 委員会の庶務は、生活環境部生活文化課において処理する。

## （委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成19年6月25日条例第40号）

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

## 西東京市男女平等参画推進委員会名簿（五十音順）

任期：平成18年7月31日～平成20年7月30日

平成20年7月31日～平成22年7月30日

区 分	氏 名
学識経験者	青木 純一 ○
	赤石 千衣子（平成20年7月30日まで）
	池田 祥子 ◎
	虎頭 昭夫
	西山 恵美子
関係団体代表	蚊野 秀明
	荒井 佐代子
	富田 恵子
公募市民	高木 敏子
	角田 とよ子
	中村 理
	北條 佐千子
	渡辺 美恵 ○

◎は委員長 ○は副委員長

日程	議題
平成19年7月11日	・男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査票の確認 ・平成18年度男女平等参画推進計画各課実績評価について
平成19年8月6日	・男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査票の最終確認 ・平成18年度男女平等参画推進計画各課実績評価について
平成19年8月23日～9月6日	「男女平等に関する西東京市民意識・実態調査」実施、回収率41.3%
平成19年9月11日	・平成18年度男女平等参画推進計画各課実績評価についての最終確認 ・西東京市の現況について
平成19年10月10日	・男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査結果（速報版）について ・西東京市の現況について
平成19年11月14日	・男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査結果について
平成19年12月12日	・男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査結果について ・男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査概要版について
平成20年1月9日	・男女平等参画に関する西東京市民意識・実態調査報告書及び概要版について ・西東京市男女平等参画推進計画の見直しについての検討
平成20年2月13日	・各課実績評価及び意識調査結果をもとに課題整理
平成20年3月12日	・男女平等参画推進計画見直しについて
平成20年4月9日	・第2次男女平等参画推進計画案検討 ・各課実績評価について
平成20年5月14日	・今年度のスケジュールについて ・第2次男女平等参画推進計画案検討
平成20年6月11日	・第2次男女平等参画推進計画案検討
平成20年7月9日	・第2次男女平等参画推進計画案検討
平成20年8月20日	・委嘱状交付 ・副市長挨拶 ・委員長、副委員長選出 ・会議録作成方法について ・傍聴規程の確認 ・第2次男女平等参画推進計画案検討
平成20年9月10日	・第2次男女平等参画推進計画案検討
平成20年10月8日	・第2次男女平等参画推進計画案検討 ・平成19年度実績評価に対する各グループの確認状況等について
平成20年11月12日	・平成19年度実績評価に対する各グループの確認状況等について
平成20年12月10日	・平成19年度各課実績評価に対する各グループ事業評価等について ・第2次男女平等参画推進計画（素案）に対する市民説明会について
平成20年12月1日～1月5日	「第2次西東京市男女平等参画推進計画（素案）に対するパブリックコメント」実施
平成20年12月13日	第1回 第2次西東京市男女平等参画推進計画（素案）に対する市民説明会（イングリル）
平成20年12月17日	第2回 第2次西東京市男女平等参画推進計画（素案）に対する市民説明会（ひばりヶ丘図書館）
平成21年1月14日	・第2次男女平等参画推進計画(素案)に対する市民説明会概要及びパブリックコメントについて ・平成19年度実績評価について
平成21年2月4日	・平成19年度実績評価報告書についての確認 ・西東京市第2次男女平等参画推進計画（素案）について ①パブリックコメントに対する回答案について ② 概要版について ③ 答申文案について
平成21年2月24日	正副委員長より市長へ答申

# 西東京市男女平等推進会議設置要綱

## 第1 設置

西東京市における男女平等の推進を図るため、西東京市男女平等推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## 第2 所掌事務

推進会議は、次に掲げる事項を所掌し、市長に報告する。

- (1) 男女平等に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 男女平等に関する施策の調査、研究及び立案に関すること。
- (3) 男女平等参画推進計画の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女平等に関する施策に必要な事項

## 第3 構成

推進会議の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副市長
- (2) 企画部長
- (3) 総務部長
- (4) 危機管理室長
- (5) 市民部長
- (6) 福祉部長
- (7) 子育て支援部長
- (8) 生活環境部長
- (9) 都市整備部長
- (10) 議会事務局長
- (11) 教育部長

## 第4 任期

委員の任期は、第2に規定する報告を行うまでとする。

## 第5 会長及び副会長

会長は、副市長をもって充て、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、生活環境部長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## 第6 会議

推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、

可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## 第7 幹事会の設置

推進会議に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進会議から付議された事項について調査及び検討をするほか、男女平等に関する施策の推進に必要な事項を協議し、その結果を会長に報告する。
- 3 幹事会の会員は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 4 幹事会の幹事長は、生活環境部生活文化課長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集する。
- 6 幹事会は、会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 7 幹事会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、幹事長の決するところによる。
- 8 幹事会は、必要があると認めるときは、関係職員に対し会議への出席を求め、その意見を聴くこと又は関係課に資料の提出を求めることができる。

## 第8 小委員会

幹事会は、第7第2項に規定する所掌事務の調査、研究その他の作業を行うため、幹事長が必要と認めるときは小委員会を設けることができる。

- 2 前項の小委員会の構成、運営等については、幹事長が別に定める。

## 第9 庶務

推進会議及び幹事会の庶務は、生活環境部生活文化課において処理する。

## 第10 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議及び幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年12月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

## 別表（第7関係）

企画部企画政策課長	生活環境部生活文化課長	都市整備部都市計画課長
総務部職員課長	生活環境部産業振興課長	教育部教育指導課長
市民部健康年金課長	子育て支援部子育て支援課長	教育部社会教育課長
福祉部生活福祉課長	子育て支援部保育課長	教育部公民館長
福祉部高齢者支援課長	子育て支援部児童青少年課長	